

申 請

平成24年5月23日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

茨城県知事  
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年5月10日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。  
常陸太田市・常陸大宮市において産出された茶(一番茶以降)
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

常陸大宮市・常陸太田市で産出される一番茶以降の茶

### 2 現在までの検査結果

	品目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
常陸大宮市	一番茶(生葉)	常陸大宮市③	H23 5/18	662
	一番茶(生葉)	常陸大宮市③	H23 5/26	470
	一番茶(生葉)	常陸大宮市③	H23 6/ 1	410
	一番茶(飲用茶)	常陸大宮市①	H24 5/11	4.7
		常陸大宮市②		2.5
		常陸大宮市③		3.2
常陸太田市	一番茶(生葉)	常陸太田市①	H23 5/18	540
	一番茶(生葉)	常陸太田市①	H23 5/26	370
	一番茶(生葉)	常陸太田市①	H23 6/ 1	360
	一番茶(飲用茶)	常陸太田市①	H24 5/11	3.5
		常陸太田市②		1.9
		常陸太田市③		1.9

(※)

#### 検査地点の選定方法

本県の北部に位置する常陸太田市・常陸大宮市は、中山間地域に位置づけられ、ほ場は狭隘かつ比較的傾斜の多い地形となっている。

常陸大宮市は、5の旧市町村からなるが、茶の栽培は、このうち旧山方町、旧緒川村で多く栽培されており、今回のほ場は、昨年度出荷制限を判断した採取地点(③)に加え、市調査による空間線量を参考に、地理的な広がり及び福島第一原発の影響がより懸念させる圃場条件(斜面等)を有する地点(①、②)を選定した。

また、常陸太田市は、4の旧市町村からなるが、茶の栽培は、このうち市の北部に位置する旧里美村・旧水府村で多く栽培されている。一方、市内において、文部科学省及び県による航空機モニタリングの結果（地表面へのセシウム134・137の沈着量の合計、地表面から1m高さの空間線量）が高い地域があるが、茶園はない。

今回のほ場は、昨年度出荷制限を判断した採取地点(③)に加え、市調査による空間線量を参考に、地理的な広がり及び福島第一原発の影響がより懸念させる圃場条件(斜面等)を有する地点(①、②)を選定した。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、常陸大宮市・常陸太田市内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

### 4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である常陸大宮市は、自らの茶園で生産した茶葉を市内6工場で加工、自家消費が主であるが、自家茶園及び近隣農家が生産した茶葉を加工・販売するいわゆる「自製、自販」の形態もある。

また、常陸太田市における茶の流通は、自らの茶園及び近隣農家が生産した茶葉を市内3工場で加工、大部分はそのまま出荷し、一部を自家消費分としている形態が主であり、規模が小さい生産者はほとんどが自家消費である。割合は低いが、加工後引き取り、自ら販売している形態もある。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施するとともに、各工場に対し、入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉が可能な体制を整備した。

また、常陸大宮市・常陸太田市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である $100\text{Bq}/\text{kg}$ を超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

なお、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町の6市町及び今回解除申請する常陸大宮市・常陸太田市の計8市町を除く茨城県下36市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

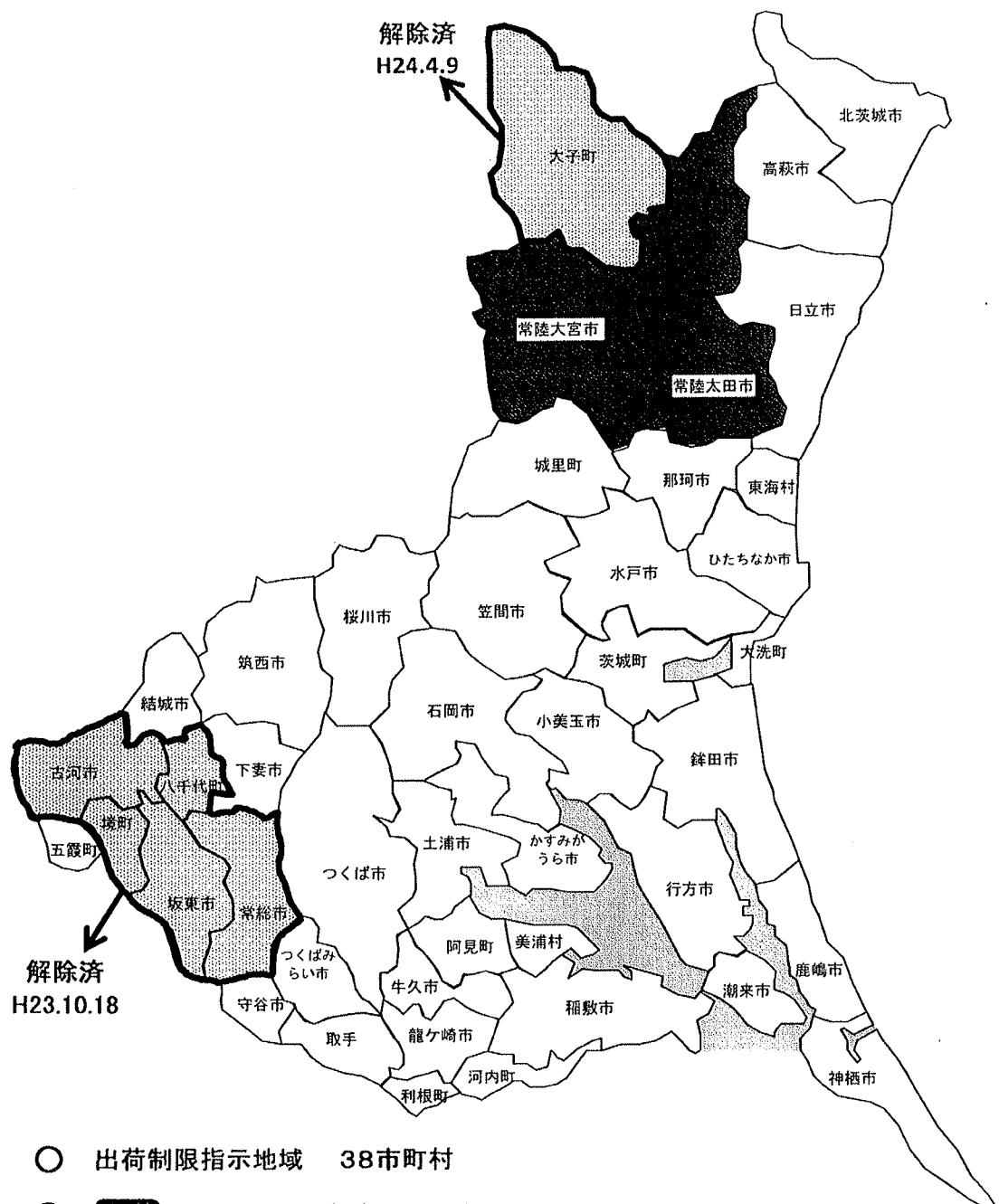
さらに、当該8市町から生産された荒茶には、市町名等の表示の徹底を図る。

### 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

平成24年5月

## 茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



○ 出荷制限指示地域 38市町村

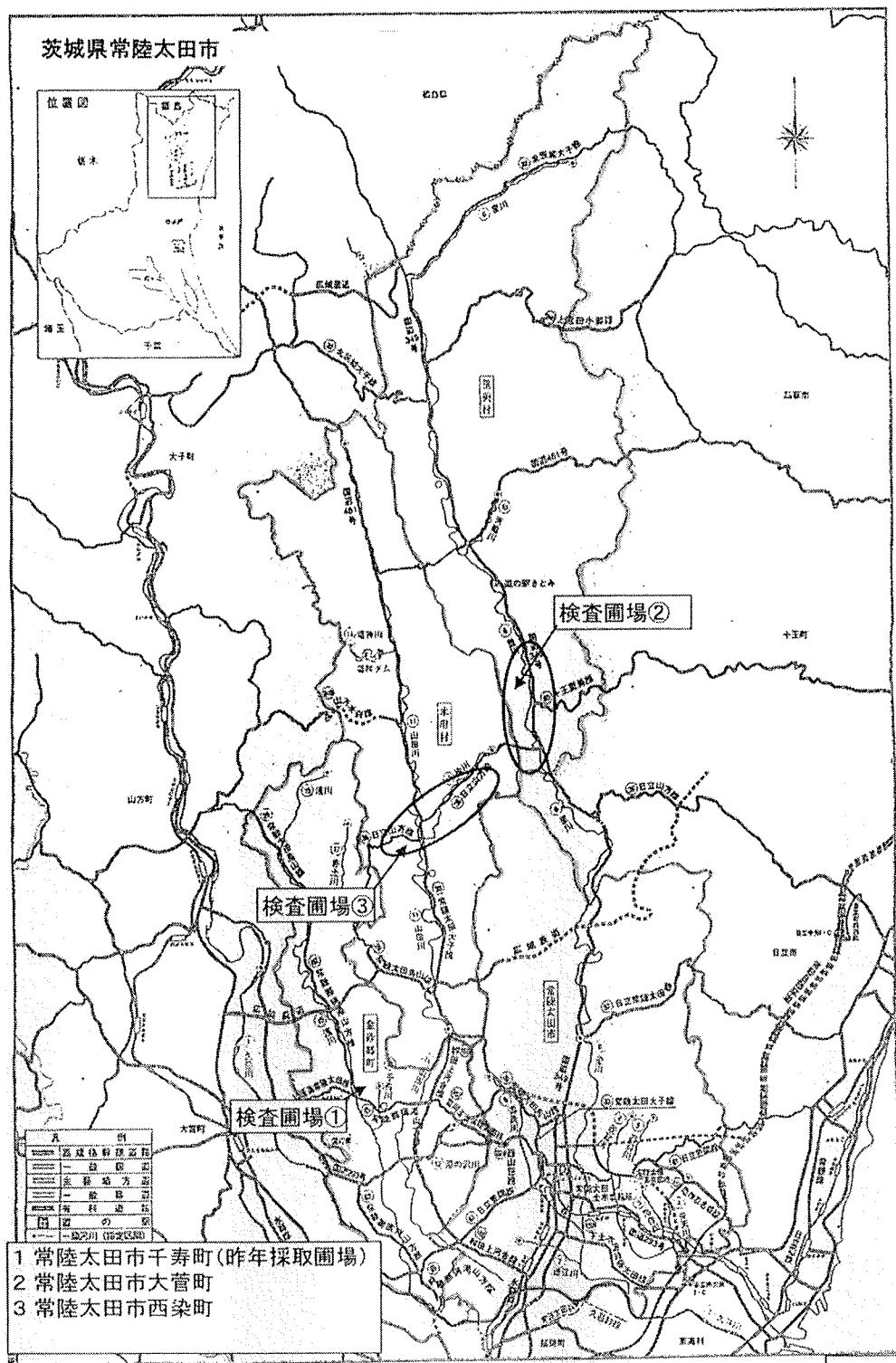
○ ■ 今回解除を申請する地域

(ha, 戸)

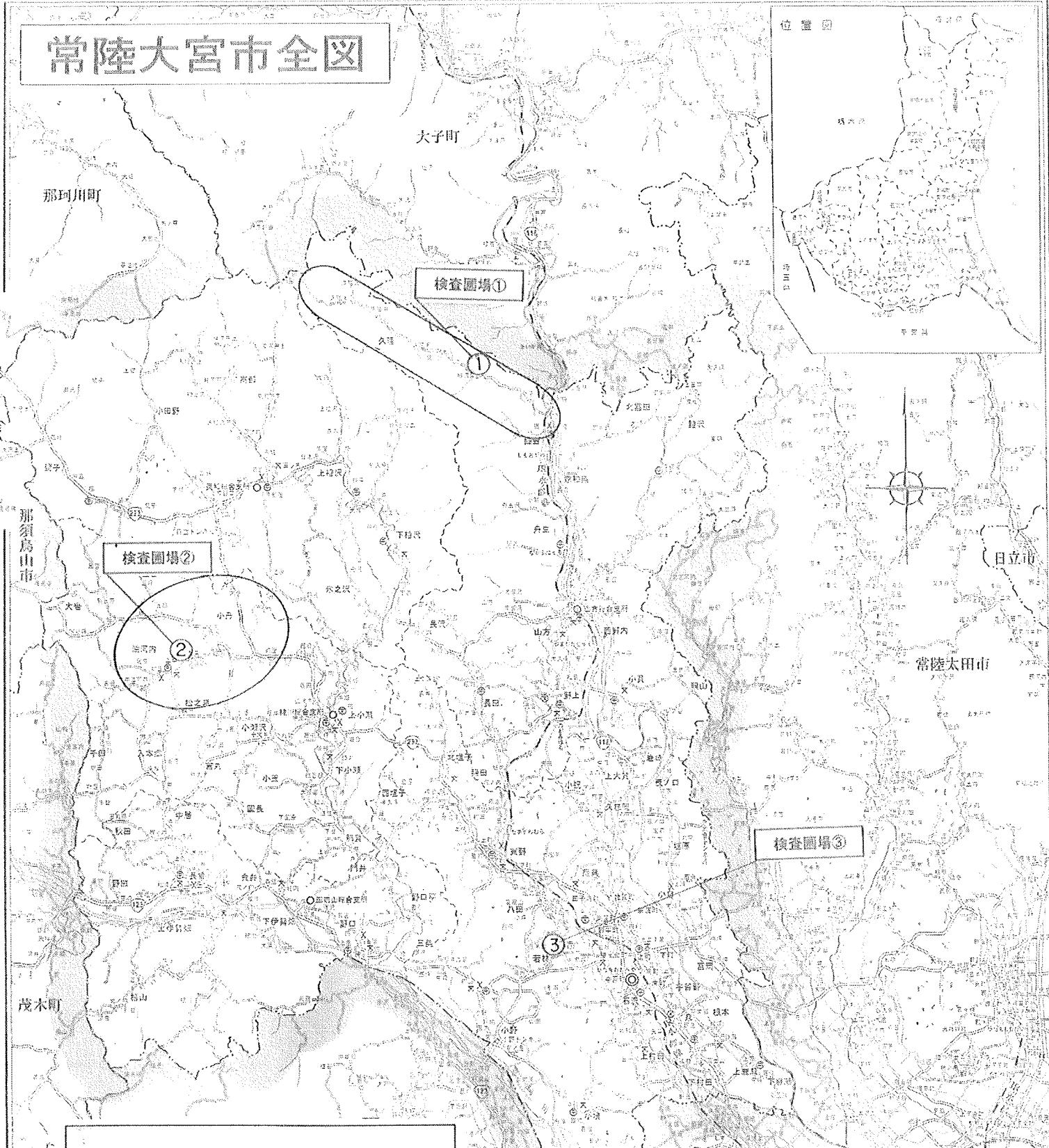
市町村名	栽培面積	農家戸数
常陸太田市	44	49
常陸大宮市	36	7
合計	80	56

栽培面積 : H18農林水産統計年報より

農家戸数 : 2010農林業センサスより



# 常陸大宮市全図



## 茶の検体採取地点

凡 例	
◎	市役所
○	支局
◎	警察署
X	派出所
Y	消防署
●	郵便局
●	高等学校
×	小・中学校

### 茶の検査圃場

- ① 常陸大宮市盛金地内(旧山方町)
- ② 常陸大宮市小舟地内(旧緒川村)
- ③ 常陸大宮市若林地内(旧大宮町) 昨年採取地点

笠間市

水戸市

那珂市

ひたちなか市

1 : 100,000